

介護保険の財政調整交付金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 1億1060万円
(前年度 13件 2億0332万円)

1 交付金の概要

財政調整交付金は、介護保険(後掲65ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」)の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」)。また、第1号被保険者の総数に占める85歳以上の者の割合を「85歳以上後期高齢者加入割合」、第1号被保険者の総数に占める75歳以上85歳未満の者の割合を「85歳未満後期高齢者加入割合」及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{普通調整交付金の額}} = \boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}}$$

そして、調整基準標準給付費額は、介護給付に要した費用及び予防給付に要した費用の合計額から収入額を控除した額、また、普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合となっている。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数(平成29年度までは、後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数)である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

2 検査の結果

5県の5市は、所得段階別加入割合補正係数又は後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして、普通調整交付金の額を過大に算定していた。このため、財政調整交付金交付額計1億1060万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
青森県	弘前市	平成27～ 令和元	63億7121万 円	8128万 円	所得段階別加入割合補正係数の算出 を誤っていたものなど
茨城県	水戸市	平成28、 29	18億8420万	196万	調整基準標準給付費額の算出を誤っ ていたもの
静岡県	伊東市	28、29、 令和元	11億2207万	1004万	同
愛知県	あま市	元	1億2565万	210万	後期高齢者加入割合補正係数の算出 を誤っていたものなど
和歌山県	海南市	元	4億8229万	1521万	所得段階別加入割合補正係数の算出 を誤っていたものなど
計	5事業主体		99億8544万	1億1060万	